

勸告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

第1 平成17年度の給与改定

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表について

現行の給料表を人事院勧告及び別紙第1別表第9に準じて改定すること。

(2) 諸手当について

ア 扶養手当について

配偶者に係る手当の月額を13,000円とすること。

イ 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を306,900円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,000円とすること。

ウ 勤勉手当及び期末特別手当について

(ア) 勤勉手当の支給割合

a 平成17年12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.75月分（特定管理職員にあっては、0.95月分）とすること。

b 平成18年度以降については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（特定管理職員にあっては、それぞれ0.925月分）とすること。

(イ) 期末特別手当の支給割合

12月に支給される期末特別手当の支給割合を1.75月分とすること。

(ウ) 再任用職員の勤勉手当の支給割合

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分（特定管理職員にあっては、0.5月分）とすること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表について

現行の給料表を人事院勧告に準じて改定すること。

(2) 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

第2 給与構造の改革

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表について

第1の1の(1)による改定後の給料表を人事院勧告及び別紙第1別表第10に準じて改定すること。

この改定に伴い、人事院勧告に準じて、所要の経過措置を講じること。

(2) 昇給制度について

昇給制度を人事院勧告に準じて改定すること。

(3) 地域手当について

調整手当を地域手当に改め、支給地域及び支給割合を別紙第1別表第11のとおり改定するとともに、人事院勧告に準じて、所要の改定を行うこと。

この改定に伴い、所要の経過措置を講じること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

第1の2の(1)による改定後の給料表を人事院勧告に準じて改定すること。

この改定に伴い、人事院勧告に準じて、所要の経過措置を講じること。

第3 改定の実施時期等

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、第1の1の(2)のウ（アのbを除く。）及び2の(2)については、平成17年12月期の勤勉手当等から適用し、第1の1の(2)のウの(ア)のb及び第2については、平成18年4月1日から実施すること。

第2に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。